

富津市告示 第 99 号

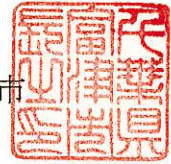
公 示 送 達 書

次の送達する書類については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は市民部納税課において保管してありますから、来庁のうえ受領して下さい。

令和8年6月1日

富津市長 高橋 恭 市



氏 名	書 類 名	備 考
金井 英雄	R 8 固定資産税督促状	1 期
加藤 稔	R 8 固定資産税督促状	1 期

公示送達した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったとみなされます。